

# 秋田県公報

## 目 次

### 人事委員会規則

- 人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)及び人事委員会規則七一八(宿日直手当)の一部を改正する規則……………1
- 人事委員会規則七一(給料等の支給)の一部を改正する規則……………1
- 人事委員会規則七一(給料等の支給)の一部を改正する規則……………1
- 人事委員会規則七一(給料の調整額)の一部を改正する規則……………1
- 人事委員会規則七一三(管理職手当)の一部を改正する規則……………1
- 人事委員会規則七一三〇(寒冷地手当)の一部を改正する規則……………2
- 人事委員会規則七一三三(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則……………2
- 人事委員会規則七一四六(特殊勤務手当)の一部を改正する規則……………2
- 人事委員会規則二二〇(一般職の任期付研究員の採用等)の一部を改正する規則……………3

### 人事委員会規則

- 人事委員会規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)及び人事委員会規則七一八(宿日直手当)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年三月三十一日  
秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏
- 人事委員会規則七一〇(初任給、昇格、昇給等の基準)及び人事委員会規則七一八(宿日直手当)の一部を改正する規則  
規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正

第一条 規則七〇(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。  
別表第一トの表二級の項を次のように改める。

2 級	相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う職務
-----	---------------------------

別表第一トの表三級の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、同表四級の項を次のように改める。

4 級	極めて高度の知識経験に基づき特に困難な医療業務を行う職務
-----	------------------------------

別表第一チの表六級の項第三号を削り、同表七級の項を次のように改める。

7 級	規模の大きい畜産保健衛生所の所長の職務
-----	---------------------

(規則七一八(宿日直手当)の一部改正)  
第二条 規則七一八(宿日直手当)の一部を次のように改正する。  
第三条第九号を削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。  
人事委員会規則七一(給料等の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年三月三十一日  
秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

#### 規 則

規則七一(給料等の支給)の一部を次のように改正する。  
第一条中「第三十六条」を「第二十八条」に改める。  
第十二条第一項中「第二十一条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一(給料の調整額)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏  
人事委員会規則七一(給料の調整額)の一部を改正する規則

規則七一(給料の調整額)の一部を次のように改正する。  
別表第一生活環境文化部生活衛生課の項、脳血管研究センターの項、リハビリテーション・精神医療センターの項及び流域下水道事務所の項を削る。

#### 附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則七一三(管理職手当)の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十一年三月三十一日  
秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

人事委員会規則七一三(管理職手当)の一部を改正する規則

規則七一三(管理職手当)の一部を次のように改正する。  
別表第一知事部局本庁の項中「会計管理者」を削り、同表知事部局地域振興局の項中「仙北地域振興局」を「平鹿地域振興局」に改め、同表知事部局地域振興局総務企画部大館事務所の項を削り、同表知事部局地域振興局農林部八郎湯基幹施設管理事務所の項及び同表知事部局地域振興局建設部河川砂防課のダム管理事務所の項中「班長」を削り、同表知事部局農林水産技術センターの項中「総合食品研究所長」、「食品加工研究所長」及び「醸造試験場長」を削り、同項の次に次の一項を加える。

総合食品研究所	所長	二種
	食品加工研究所長 醸造試験場長 室長 主席研究員	三種
班長	グループリーダー	五種
	専門主幹 首席研究員	

別表第一知事部局福祉事務所の項及び保健所の項を削り、同表知事部局精神保健福祉センターの項の次に次の一項を加える。



別表夜間看護等手当の項を次のように改める。

夜間看護等手当	勤務一回につき	深夜における勤務時間が四時間以上である場合	三千三百円
		深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合	二千九百円
		深夜における勤務時間が二時間未満である場合	二千円

別表解剖補助作業手当の項及び手術補助作業手当の項を削り、同表乗船作業手当の項中「第十八条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に、「第十八条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号」に改め、同表災害応急作業等手当の項中「第二十三条第一項第一号」を「第二十一条第一項第一号」に、「第二十三条第一項第二号」を「第二十一条第一項第二号」に改め、同表学校職員手当の項中「第二十五条第一項第一号」を「第二十三条第一項第一号」に、「第二十五条第一項第二号」を「第二十三条第一項第二号」に、「第二十五条第一項第三号」を「第二十三条第一項第三号」に、「第二十五条第一項第四号」を「第二十三条第一項第四号」に改め、同表警察職員手当の項中「若しくは皇太子妃」を「皇太子妃、文仁親王若しくは悠仁親王」に改め、同表備考一中「第二十五条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則二二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三十一日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則二二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を改正する規則

規則二二一〇（一般職の任期付研究員の採用等）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「総合食品研究所長、食品加工研究所長、醸造試験場長、」を削り、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 秋田県総合食品研究所の食品加工研究所長及び醸造試験場長

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄